

伊達市大滝北湯沢温泉地区・壮瞥町駒別地区水資源保全地域に係る  
指定の区域及び地域別指針

北海道水資源の保全に関する条例（平成 24 年北海道条例第 9 号。以下「条例」という。）  
第 17 条第 4 項の規定に基づき、伊達市大滝北湯沢温泉地区・壮瞥町駒別地区水資源保全地  
域に係る指定の区域及び地域別指針を次のとおり定める。

1 指定の区域

名称	指定の区域
伊達市大滝北湯沢温泉地区・壮瞥町駒別地区水資源保全地域	伊達市大滝区優徳町 329 番地 1 から 5 まで、330 番地 1 から 3 まで、336 番地、 北湯沢温泉町 65 番地 1 から 2 まで、70 番地 1、70 番地 4、71 番地、72 番地 1、72 番地 3 から 13 まで、79 番地 1 から 16 まで、82 番地 1 から 2 まで、 89 番地、105 番地、106 番地 1、109 番地 1 から 2 まで、110 番地 1、111 番地 1 から 2 まで、111 番地 4 から 6 まで、111 番地 8 から 9 まで、111 番地 11 から 14 まで、111 番地 17 から 18 まで、112 番地 1 から 3 まで、113 番地 1 から 3 まで、113 番地 6 から 7 まで、114 番地、115 番地、116 番地、 117 番地 1 から 2 まで、118 番地、119 番地 1 から 2 まで、120 番地 1 から 2 まで、121 番地 1 から 32 まで、123 番地、124 番地、125 番地、126 番地 1 から 50 まで、127 番地、128 番地、129 番地 1 から 65 まで、130 番地、 131 番地、132 番地 1 から 7 まで、133 番地、134 番地、135 番地 1 から 16 まで、136 番地 1 から 8 まで、138 番地 1 から 5 まで、143 番地 1 から 2 まで、144 番地 1 から 6 まで、145 番地 1 から 3 まで、146 番地 1 から 3 まで、 147 番地、149 番地、150 番地 1 から 2 まで、151 番地 1 から 2 まで、151 番地 44、151 番地 46、151 番地 49 から 51 まで、151 番地 56、151 番地 71 から 72 まで、151 番地 76、151 番地 79 から 87 まで、151 番地 91、151 番地 94 から 97 まで、151 番地 101 から 450 まで、155 番地 1 から 74 まで、 158 番地 1 から 93 まで、159 番地 1 から 15 まで、160 番地 1 から 34 まで、161 番地、162 番地、163 番地、164 番地 1 から 3 まで、165 番地、166 番地、167 番地 1 から 3 まで、168 番地、169 番地、170 番地、171 番地、172 番地、 173 番地、174 番地、175 番地、176 番地、177 番地 1 から 34 まで、177 番地 40 から 52 まで、178 番地、179 番地、180 番地、181 番地、182 番地、183 番地、184 番地、185 番地 1 から 9 まで、186 番地 1 から 4 まで、187 番地 1 から 2 まで、188 番地 1 から 5 まで、189 番地、190 番地、191 番地 1 から 2 まで、192 番地、193 番地 1 から 34 まで、194 番地 1 から 67 まで、 195 番地 1 から 124 まで、196 番地、197 番地 1 から 96 まで、198 番地 1 から 24 まで、201 番地、202 番地 1 から 2 まで、203 番地 1 から 175 まで、213 番地 1 から 3 まで、214 番地、215 番地、216 番地、217 番地 1 から 4 まで、218 番地、219 番地、220 番地 1 から 3 まで、221 番地 1 から 4 まで、 222 番地 1 から 3 まで、223 番地、224 番地 1 から 3 まで、225 番地、226 番地 1 から 3 まで、227 番地 1 から 5 まで、228 番地 1 から 3 まで、229 番地 1 から 7 まで、231 番地、232 番地、233 番地 1 から 13 まで、234 番地 1 から 13 まで、235 番地、236 番地、237 番地、238 番地、239 番地、240 番地 1 から 3 まで、241 番地 1 から 3 まで、242 番地、243 番地、244 番地 1 から 2 まで、245 番地、246 番地、249 番地、250 番地、258 番地 1 から 84 まで、259 番地、260 番地、261 番地、262 番地 1 から 4 まで、263 番地、 264 番地、265 番地 1 から 62 まで、266 番地、267 番地、268 番地、269 番地、270 番地、271 番地、272 番地、273 番地、274 番地、275 番地、276 番地、277 番地、278 番地、279 番地、280 番地、281 番地、282 番地、283 番地 1、283 番地 5 から 11 まで、283 番地 13 から 25 まで、286 番地、287 番地、288 番地、289 番地、290 番地、291 番地、362 番地 1 から 27 まで、368

名称	指定の区域
	番地 1 から 64 まで、369 番地、370 番地 1 から 34 まで、374 番地 1 から 18 まで、375 番地 1 から 73 まで、376 番地、378 番地、379 番地 1、382 番地、400 番地 1 から 78 まで、401 番地、402 番地 1 から 7 まで、403 番地 1 から 49 まで、404 番地 3 から 4 まで、405 番地 1 から 3 まで、406 番地、407 番地 1 から 5 まで、408 番地 1 から 2 まで、409 番地 1 から 2 まで、410 番地 1 から 3 まで、414 番地 2、415 番地、416 番地、417 番地、418 番地 1、無番地 有珠郡壮瞥町字駒別 131 番地 1 から 2 まで、132 番地、133 番地、134 番地 1 から 27 まで、150 番地、151 番地、152 番地、153 番地、154 番地 ※伊達市大滝北湯沢温泉地区・壮瞥町駒別地区水資源保全地域区域図に示すとおり

## 2 地域別指針

### (1) 指定の区域に関する基本的事項

対象区域	<p>当該区域は、地表水から原水を取り入れていることから、山間地における簡易水道の水源である 2 級河川長流川水系カバユサンナイ川及び同川支流共徳川から地表水を取り入れる伊達市大滝区簡易水道（北湯沢温泉地区）の取水施設が設置されている地点に対する集水区域の全部とした。</p>
面積	8, 225, 966 m <sup>2</sup>
区域設定の考え方	<p>集水区域の全部のうち、国有地を除いた区域を水資源保全地域とした。</p>
対象区域の状況	<p>対象区域は、国土利用計画法に基づく北海道土地利用基本計画において森林地域に区分されているほか、森林法に基づく伊達市森林整備計画又は壮瞥町森林整備計画において水源涵養林（水資源保全ゾーン）、木材等生産林に指定される森林が所在する区域である。</p> <p>さらに、伊達市大滝区簡易水道（北湯沢温泉地区）の取水施設（給水人口：196人、給水量：466m<sup>3</sup>/日）の周辺区域であることから、水量や水質への悪影響がないよう、適正な土地利用の確保を図る必要がある。</p>

### (2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要があることから、伊達市大滝北湯沢温泉地区・壮瞥町駒別地区水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。

イ 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。

ウ 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。

別表

要件	必要な手続等		根拠法令等
土地取引行為を行う場合	事前届出	土地に関する権利を有している者は、契約の3月前に、その旨知事に届け出ること。	北海道水資源の保全に関する条例
一定面積以上の土地取引行為を行う場合	事後届出	10,000㎡以上の土地の場合、土地取得者（買主等）は、契約締結後の2週間以内に、伊達市長又は壮瞥町長を経由して、知事に届け出ること。	国土利用計画法
新たに民有林の土地の所有者となった場合	事後届出	新たに民有林の土地の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、伊達市長又は壮瞥町長に届け出ること（国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要）。	森林法
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出	国内に居住していない者が不動産を所得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。	外国為替及び外国貿易法
土地利用を行う場合	北海道土地利用基本計画に沿った土地利用を行うこと。	北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図により地域設定された「森林地域」は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、土地利用については、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようその整備及び保全するなど、同計画に基づいた土地利用を行うこと。	国土利用計画法
	国土利用計画伊達市計画に沿った土地利用を行うこと。	国土利用計画伊達市計画において、「森林については、国土保全、水資源のかん養、保健休養、自然環境の保全などの公益的機能を総合的に発揮しうよう、山地保全対策の充実、森林資源の維持培養及び森林の他利用区分への無秩序な転換の抑制を進めることによって、必要な森林の確保を図る。」とされていることから、土地利用については、森林の有する水源涵養機能が発揮されるようその整備及び保全を図るなど、同計画に基づいた土地利用に努めること。	

要件	必要な手続等		根拠法令等
建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合	許可	都市計画区域外であることから、1 ha 以上の建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、知事又は伊達市長の許可（開発許可）を受けること。	都市計画法
開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合	許可	開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合、知事又は伊達市長の許可（建築等の制限解除）を受けること。用途地域等が定められているときは不要。	都市計画法
一定規模を超える建築物等の建設、開発行為等の行為を行う場合	事前届出	北海道景観計画に基づき、一定の規模を越える建築物・工作物の新築・増改築、開発行為等を行う場合、着手の30日前までに壮瞥町では知事に届け出ること。伊達市では、伊達市景観計画に基づき、一定の規模を越える建築物・工作物の新築・増改築、開発行為等を行う場合、着手の30日前までに伊達市長に届け出ること。	景観法
森林の施業等を行う場合	市町村森林整備計画に沿った森林施業等を行うこと。	森林施業及び保護を行う場合は、伊達市森林整備計画又は壮瞥町森林整備計画において、水源涵養林（水資源保全ゾーン）、木材等生産林にゾーニングされていることから、市町村森林整備計画におけるゾーニングに即した施業等に努めること。	森林法
民有林の立木の伐採等を行う場合	事前届出等	民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を始める90日から30日前までに、伐採及び伐採後の造林の方法等を伊達市長又は壮瞥町長に届け出ること。また、届出に基づき伐採及び造林が完了した日からそれぞれ30日以内に伊達市長又は壮瞥町長に森林の状況報告書を提出すること。	森林法
森林経営計画の対象となる森林について、計画に定められている立木の伐採等を行う場合	事後届出（計画は事前に記載）	一定の要件を満たすものとして伊達市長又は壮瞥町長等の認定を受けた森林経営計画の対象となる森林について、当該計画に定められている立木の伐採等をした場合は、終了後30日以内に伊達市長又は壮瞥町長等に届け出ること。	森林法
一定規模を超える森林の開発行為を行う場合	許可	地域森林計画の対象となっている民有林において1 ha（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha）を超えて開発（土地の形質を変更する行為）する場合は、知事の許可を受けること。	森林法
一定の規模以上の土地の形質の変更を行う場合	事前届出	3,000 m <sup>2</sup> 以上（現に有害物質使用特定施設を設置している土地にあつては900 m <sup>2</sup> 以上）の土地の形質を変える行為を行う場合は、着手予定日の30日前までに、知事に届け出ること。	土壌汚染対策法

要件	必要な手続等		根拠法令等
特定の開発行為を行う場合	許可	1ha以上の1団の土地について行われるスキー場・キャンプ場・乗馬場・射撃場・アーチェリー場・車両競争場の建設、これらの施設を2以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取を行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道自然環境等保全条例
専用水道の設置等を行う場合	事前確認	100人を超える者に水を供給する、又は一日最大給水量が20立方メートルを超える自家用水道等を設置する場合は、工事着手前に知事又は伊達市長の確認を受けること。	水道法
専用水道の設置等を行う場合	事後届出	既にある水道施設について、居住者の増加に伴い、水の供給が100人を超える場合は、知事又は伊達市長に届け出ること。	水道法
自家用工業用水道の布設を行う場合	事後届出	給水量が一日当たり5千立方メートル以上の自家用工業用水道を布設した場合は、給水開始後すぐに経済産業大臣に届け出ること。	工業用水道事業法
汚水又は廃液を排出する施設を設置する場合	事前届出	汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）を設置する場合は、工事に着手する60日前までに知事に届け出ること。	水質汚濁防止法
下水道法による特定施設を設置する場合	事前届出	人の健康や生活環境に悪い影響を与える物質を排出するおそれのある施設として法令に定める特定施設を設置等を行う場合は、着工の60日前までに、伊達市長又は壮瞥町長に届け出ること。	下水道法
廃棄物処理施設を設置する場合	許可	廃棄物処理施設を設置又は変更する場合は、知事の許可を受けること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置する場合	事業計画書の提出	廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置又は変更する場合は、水道水源となる原水に影響を与えるおそれがないよう配慮等し、知事の求める事業計画書を提出すること。	北海道循環型社会形成の推進に関する条例
砂防指定地内で工作物の設置等を行う場合	許可	砂防指定地があることから、指定地内で土地の掘削等、砂防設備に工作物を設置し継続して占用をする場合は、知事の許可を受けること。	砂防法

要件	必要な手続等		根拠法令等
周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合	事前届出 事前協議	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合は、着工の60日前までに北海道教育委員会に届け出ること。 また、事業地内に包蔵地がある、隣接する、所在する可能性がある場合、総工事面積が1ha以上の場合は、開発事業等の計画策定時に包蔵地の有無等を地元教育委員会に照会の上、必要に応じ北海道教育委員会に協議すること。	文化財保護法
特定工場を設置等する場合	事前届出	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の特定工場（製造業、電気・ガス・熱供給業者）を設置、変更等を行う場合は、工事等の開始の90日前までに、伊達市長又は壮瞥町長に届け出ること。	工場立地法
鉱物を採掘する場合	認可	鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の設定を受けた後、鉱業実施の基本計画となる施業案を定め北海道経済産業局長の認可を受けること。	鉱業法
鉱物を探査する場合	許可	地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合は、北海道経済産業局長の許可を受けること。	鉱業法
砂利を採取する場合	認可	砂利の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事又は河川管理者の認可を受けること。	砂利採取法
岩石を採取する場合	認可	岩石の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事の認可を受けること。	採石法
河川の流水や敷地の利用を行う場合	許可、届出	河川の流水・土地の占用、土石等の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合は河川管理者の許可を受けること。また、1日一定量以上の汚水を河川に排出する場合は、河川管理者に届け出ること。	河川法及び河川法施行条例並びに普通河川管理条例
温泉の採取等を行う場合	許可	温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の採取、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は、知事の許可を受けること。	温泉法

要件	必要な手続等		根拠法令等
ホテル、旅館などの経営を行う場合	許可、届出	ホテルや旅館などの旅館業の経営を行う場合は、知事に許可を受けること。また、施設等の変更や廃止を行う場合は届け出ること。	旅館業法
ゴルフ場の開発を行う場合	事前協議	ゴルフ場の開発については、知事に事前に協議すること。	ゴルフ場開発の規制に関する要綱

※本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。